# 北海道立都市公園の概要 (北海道立宗谷ふれあい公園)

#### 1 宗谷ふれあい公園の概要

#### (1) 事業経緯等

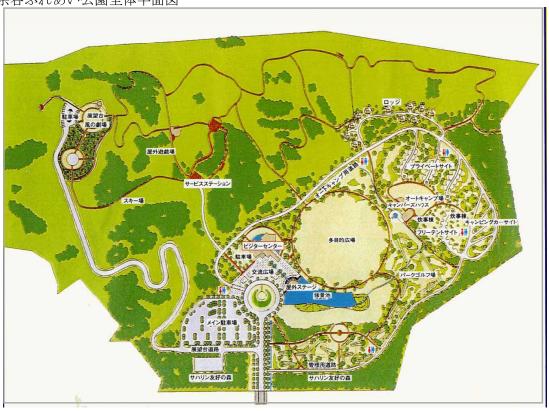
- ① 道立宗谷ふれあい公園は、昭和63年の稚内市が「てっぺんファミリー基本構想」を策定したことが契機となり、平成3年3月に道立公園の適地として決定し、5番目の道立広域公園として整備が進められた。
  - ・都市計画決定 平成5年6月4日
  - ・事業期間 平成5年度~平成11年度
  - ・一部供用開始 (交流ゾーン、オートキャンプ場など)・・・平成10年7月18日39.8ha
  - ・全面供用開始(展望台、遊戯施設など)・・・平成12年4月1日65.3ha
- ② 道立宗谷ふれあい公園は、日本最北端のイメージや稚内市大沼の北岸に隣接しているなど地域特性を生かし、エントランスゾーン・交流拠点ゾーン・平地の遊ゾーン・オートキャンプゾーン・丘の遊機能ゾーン・展望ゾーンからなる「未来への北方圏交流拠点の形成」をコンセプトに計画し、整備を行った。

#### (2) 施設概要

道立宗谷ふれあい公園の管理及び運営業務の対象となる施設は、次のとおりである。

	型グ目上文()単名未物グ外条となる地域は、人グとわりてめる。
1 所在地	稚内市声問5丁目40番1号
2 設置目的	広域公園
3 施設内容	
(1)総面積	65.3ha(うち指定管理者管理面積65.3ha)
(2) 施設	
園路及び広場	園路(橋梁含む)、階段、芝生広場(多目的広場、展望広場等)、舗装広場(交流広場)等
修景施設	植栽、芝生、花壇、樹木、噴水、池(修景池)、彫像 等
休養施設	休憩所(木造、89.1㎡)、ベンチ、四阿、オートキャンプ場(ロッジ、テントサイト、炊事棟等)
	等
遊戲施設	ぶらんこ、滑り台、シーソー、徒渉池、スプリング遊具、大型遊具(フワフワドーム、ターザンロ
	ープ、コンビネーション遊具 等)、屋内遊具 (ビジターセンター内) 等
運動施設	パークゴルフ場(36ホール)、スキー場(児童ゲレンデ) 等
教養施設	体験学習施設(ビジターセンター内)、屋外ステージ 等
便益施設	駐車場、便所、時計台、水飲み台 等
管理施設	ビジターセンター (RC 造2,025㎡、事務室、、屋内遊戲室、研修室、倉庫、機械室、電気室等)、
	キャンパーズハウス (木造288㎡)、ロッジ (2階建、木造48㎡) 5棟、ロッジ (2階建、木造56㎡) 5
	棟、ロッジ (2階建、木造63㎡) 1棟、車庫、倉庫、門扉、ゲート、掲揚ポール、柵、標識、掲示板、
	照明施設、擁壁、護岸、電線管路、電気設備、機械設備、給水設備、上下水道管、排水施設(暗渠、
	排水路等)等
その他	展望台 (2階建、RC 造149㎡)

### (3) 宗谷ふれあい公園全体平面図



## (4) 備品一覧 別添1-3-1のとおり

宗谷ふれあい公園利用数実績

/// 1/ 0 <sup>-1</sup> / 0 <sup>0</sup> / 2 图 1 / 1 / 1 / 1 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2 / 2							
区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度		
公園全体利用人員	188, 666	180, 112	191, 529	187, 960	112, 976		
利 用 人 員	5,647	6, 388	7, 770	9, 595	7, 571		
オートキャンプ場 <うち減免等(人)>	<1, 735>	<1,969>	<2, 758>	⟨3, 160⟩	<2,811>		
利 用 件 数(人)	16, 994	16, 394	16, 299	16, 129	13, 316		
パークゴルフ場 <うち減免等(人)>	<1, 394>	<1, 229>	<1, 322>	⟨1, 218⟩	<865>		
バーベキューコーナー利 用 件 数(人)	3, 375	3, 872	3, 745	3, 926	1,299		

#### 3 宗

宗谷ふれあい公園現	谷ふれあい公園現行利用料金一覧表							
— ◆条例上限額 ——								
	別表第5 (第12条の2関係)							
	プ場に入場する場合							
	区 分		利用料上限	金額				
デイキャンプ	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及び	これら	1人1日につき	1,530円				
,	に準ずる者以外の者			, , ,				
宿泊キャンプ	1 小学校の児童		1人1泊につき	1,340円				
	2 1以外の者(学齢に達しない者を除く。)		1人1泊につき	2,310円				
2 オートキャン	プ場内の施設又は設備を利用する場合							
	区 分		利用料上限金額	<b>須</b>				
サイト		1サ/	イト1日につき	990円				
		1サ/	イト1泊につき	3,630円				
ロッジ		1棟1	L泊につき	20,210円				
洗濯機			こつき	540円				
乾燥機	·	1回につき 180円		180円				
3 パークゴルフ	3 パークゴルフ場を利用する場合							
	区 分		利用料上限金額	頁				
パークゴルフ場	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこ	1人	し日につき	200円				
1	れらに準ずる者が利用する場合を除く							

クラブ	1本1日につき 12	20円
4 バーベキューコーナーを利用する場合		
区分	利用料上限金額	
バーベキューコーナー	テーブル1台1時間につき 96	60円

- ◆利用料金承認額(平成31年3月8日 承認) -[指定管理者の名称] 株式会社 稚内振興公社 〔利用料金の額〕 1 オートキャンプ場に入場する場合

	区分	利用料金の額
デイキャンプ	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに	1人1日につき 500円
	準ずる者以外の者	
宿泊キャンプ	1 小学校の児童	1人1泊につき
(ロッジ・テ		繁忙料金 500円
ントサイトの		通常料金 300円
場合)		割引料金 300円
	2 1以外の者(学齢に達しない者を除く。)	1人1泊につき
		繁忙料金 1,000円
		通常料金 500円
		割引料金 500円
宿泊キャンプ	1 小学校の児童	1人1泊につき
(フリーテン		全期間 300円
トサイト(自		
動二輪、軽車	2 1以外の者(学齢に達しない者を除く。)	1人1泊につき
両、徒歩)を		全期間 500円
利用の場合		

### 2 オートキャンプ場の施設を利用する場合

#### (1) 宿泊キャンプ

	<u> </u>	<del>分</del>	利用料	金の額
キャンピングカーサイト	テント1張		1サイト1泊につき	
				繁忙料金 3,500円
				通常料金 2,000円
				割別針金 1,000円
プライベートサイト	テント1張		1サイト1泊につき	
				繁忙料金 2,500円
				通常料金 1,000円
				割別金 500円
フリーテントサイト	テント1張	乗用車	1サイト1日につき	
				繁忙料金 700円
				通常料金 500円
				割別金 300円
	テント1張	自動二輪、軽車両、徒歩	1サイト1泊につき	
				全期間 0円
ロッジ	Aロッジ		1棟1泊につき	繁忙料金 15,000円
	(4~6人用)			通常料金 12,000円
				割/料金 9,000円
	Bロッジ		1棟1泊につき	繁忙料金 17,000円
	(6~8人用)			通常料金 13,000円
				割別金 10,000円
	Cロッジ		1棟1泊につき	繁忙料金 15,000円
	(4~6人用)			通常料金 12,000円
	※身障者対応			割別金 9,000円

#### (2) ディキャンプ

	分		利用料	金の額	
キャンピングカーサイト、	テント1張	1 -	サイト1日につき		
プライベートサイト				全期間	500円
フリーテントサイト	テント1張	1	サイト1日につき		
				全期間	0円

3 オートキャンプ場内の設備を利用する場合						
区分	利用料金の額					
洗濯機	1回につき	300円				
乾燥機	1回につき	100円				
4 パークゴルフ場を利用する場合						
区分	利用料金の額					
パークゴルフ場(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及び	1人1日につき	200円				
これらに準ずる者を除く。)	回数券(11枚綴り)	2,000円				
	定期券(6ヶ月)	12,000円				
クラブ	1本1日につき	100円				
5 バーベキューコーナーを利用する場合						
区分	利用料金の額					
バーベキューコーナー	テーブル1台1時間につき	500円				

- ※1 繁忙料金とは、7月の第2金曜日から8月の第3土曜日までとする。
  - 2 割引料金とは、5月6日から7月の第2金曜日までの日曜日から金曜日(祝祭日の前日を除く)及び8月の第3日曜日から9月30日までの日曜日から金曜日(祝祭日の前日を除く)とする。
  - 3 通常料金とは、上記以外の土曜日及び祝祭日の前日とする。

#### ◆利用料金の減免基準及び運用

北海道立宗谷ふれあい公園管理規則

(利用料金の減免の基準)

- 第6条 条例第12条の2第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。
  - (1) 次に掲げる者については、利用料金(条例別表第5の1の事項、3の事項及び4の事項に係るものに限る。次号において同じ。)を、65歳以上の者については利用料金(同表の1の事項に係るものに限る。)を象除することができることとする。
    - ア 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者
    - イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園して いる少年及びその引率者
    - ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
    - エ 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
    - オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は 精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
    - カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者(知的 障害者を除く。)と判定された者及びその引率者
    - キ 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその 引率者
    - ク その他知事がアからキまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。 ※
  - ※「知事が特別な理由があると認める場合」の運用について

道が主催、又は、道と他の団体との共催で事業を行う場合で次の視点から減免が妥当と認められるもの。ただし、適用にあたっては、事前に設置者と協議すること。

#### 〈視点〉

- ① 本道の活性化やイメージアップにつながるもの
- ② 本道の観光、生活、文化、芸術の振興を目的とするもの
- ③ 都市公園の設置目的にかなったもの
- ④ その他北海道及び道民全体にとって共通の利益享受となるなど公益性を有しているもの

#### <参考>

「庁舎及び敷地内で開催される各種イベント事業等に係る使用許可の取り扱いについて」(平成17年10月3日付け管財第875号(総務部管財課長)通知) (抜粋)

(2) 使用許可を必要としない場合

道が主催、又は、道と他の団体との共催で事業を行うとき。共催で事業を実施する場合は、道の事務事業の内容及び共催者との役割分担が明確になっていること。

#### 宗谷ふれあい公園 (使用料)利用料金収入実績 (単位:千円) 施 平成29年度 平成30年度 平成31年度 令和3年度 設 令和2年度 (実績) (見込み) (実績) (実績) (実績) トキャンプ場 11, 792 11, 506 13, 286 16, 384 11,000 洗濯機 192 208 上記内数) 243 乾燥機 135 209 121 157 同

パークゴルフ場	2, 841	2,724	2,580	2, 109	3, 250
バーベキューコーナー	820	823	873	510	770

#### 5 管理運営経費の推移

#### (1)管理運営経費の推移

(単位:千円、人)

	J = 7 7 4 10		t\	111 I - 66 - 111 I	D SIND NO H	141:	
	収入及び		公の施設	の維持管理	及び連宮に係	ミる収入・費店	用及び職員数
	費用等の推移	H29度決算	H30度決算	H31度決算	R2度決算	R3度予算	
受益者	利用料金	15, 887	17, 324	20, 444	14, 483	15, 020	
負担	その他	3, 546	198	397	302	200	
道負担	負担金	49, 601	60, 124	61, 565	65, 473	62, 342	
	修繕費	1, 944	11, 404	10, 747	22,649	32,000	
管理運	人件費	31, 259	29, 816	31, 055	30,850	33, 807	
営経費	維持管理費	7,890	8, 946	8,061	7,619	9,840	
	光熱水費	7,006	7, 335	7, 528	6,635	6,601	
	修繕費	884	1,611	553	984	3, 239	
	自主事業費	2,062	26	114	215	100	料理教室パークゴルフ大会等各種イベント
	その他	19, 933	29, 912	35, 095	33, 955	23, 975	※その他管理運営に係る経費
職員	常勤	17	19	19	17	20	
体制	非常勤・臨時職員	0	0	0	0	0	

#### (2) 資産の状況

(千円)

資産の種別	建築費・取得費	残存価格	適用(内訳等)
土地	368, 092	_	公有財産台帳上の現在評価額
	470, 820	206, 558	ビジターセンター
建物	52, 998	2, 698	宿泊棟A~C
	77, 456	20, 758	展望台
その他	128, 768	61, 627	ステージ

(3) 主な修繕等の実績及び見込み

(3) 土(4)								
年度	負担者	修繕箇所	金額(千円)	備考				
H29年度	指定管理者	公園施設・電気設備等修繕ほか	884					
	道	防犯カメラ	1, 944	道が発注				
H30年度	指定管理者	遊具・電気設備等修繕ほか	1,611					
	道	分電盤更新	11, 404	道が発注				
H31年度	指定管理者	遊具・公園設備等修繕ほか	553					
	道	キャンプ場ゲート更新	10, 747	道が発注				
R2年度	指定管理者	公園施設・電気設備等修繕ほか	984					
	道	屋内遊技場人工芝補修・遊戯施						
		設補修ほか	22, 649	道が発注				
R3年度	指定管理者	PG 場歩道木橋・ロッジウッド	•					
		デッキ修繕等	3, 239					
	道	排煙窓補修・園路補修ほか	3, 200	道が発注				

#### 6 実施事業の概要

- (1)委託業務(設備維持費)
  - ① 施設の維持管理(芝管理、警備・清掃・施設設備保守点検・修繕業務、遊具点検、児童ゲレンデの運営)
  - ② 有料施設の利用承認、受付・案内業務 オートキャンプ場、パークゴルフ場の利用承認
  - ③ 施設の利用促進(広告、宣伝等 P R) 営業活動(市、小学校へ)近隣町村や道の駅にヘパンフレット・リーフレット配布
- (2)【参考】既存受託団体の自主企画事業(上記設備維持費に含まない独自事業) スノーランド、菓子づくり教室、クリスマス会、パークゴルフ大会など
- 7 都市公園法第5条に基づく設置許可等の状況

[設置許可] 都市公園法第5条

設置を許可した	規模等	許可使用料	許 可 先
公園施設			
自動販売機(飲料)	11台	3,918円	(株)稚内振興公社(期限:~R4年3月31日)
自動販売機(玩具)	13台	748円	(株)稚内振興公社(期限:~R4年3月31日)
自動販売機(菓子)	3台	816円	(株)稚内振興公社(期限:~R4年3月31日)
コインロッカー	5台	912円	(株)稚内振興公社(期限:~R4年3月31日)
無線設備ブースター	1台	15円	(株) NTTドコモ (期限: ~R7年3月31日)
石窯	1基	免除	(株)稚内振興公社(期限:~R4年3月31日)
プレハブ	1棟	免除	(株)稚内振興公社(期限:~R4年3月31日)